

1. 開会日時・場所

日時 令和4年12月23日(金) 午後2時00分
 場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員16名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	上田 励二
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	—
13番	河村 博	14番	—	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	—
19番	武郷 勝己				

欠席委員

12番	久留本 忠美	14番	花山 哲男	18番	山口 龍子
-----	--------	-----	-------	-----	-------

3. 議事録署名人

6番	阪井 瑞枝	16番	郷谷 幸男
----	-------	-----	-------

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平 主任主事 檀上 周
 農林水産課 主事 原田 愛理

5. 審議事項

第83号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第84号議案	農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第85号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第86号議案	農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
第87号議案	非農地証明申請について
第88号議案	農用地利用集積計画について
第89号議案	農用地利用配分計画について
第90号議案	農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積の特例区域」の定めについて

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、16名で定足数に達しておりますので、第12回総会は成立しております。

なお、12番 久留本委員、14番 花山委員、18番 山口委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、6番 阪井委員、16番 郷谷委員を指名します。

議長 それでは、申請に基づく議題に入ります。

議事日程は、日程第1を第83号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第6第88号議案から日程第7第89号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

- 議 長 日程第6 第88号議案を上程します。
「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。
第88号議案に係る資料88の第1番から第10番について、審議します。
担当者の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案書9ページをご覧ください。第88号議案農用地利用集積計画について説明します。
この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。
今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。
〇〇地域から件数4件、筆数7筆、面積10,516㎡、〇〇地域から件数1件、筆数3筆、面積4,415㎡が提出されています。
なお、利用権を設定する農用地については、資料88の2ページに記載しています。
今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。
以上で説明を終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農用地利用集積計画の第1番から第10番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。
- 議 長 次に、日程第7 第89号議案を上程します。
「農用地利用配分計画」について、三原市長からの諮問です。
第89号議案に係る資料89の第1番から第10番について審議します。
担当者の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案書10ページをご覧ください。第89号議案 農用地利用配分計画について説明します。
該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求めるものです。
今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。
〇〇地域から件数2件、筆数7筆、面積10,516㎡、〇〇地域から件数1件、筆数3筆、面積4,415㎡について意見を求めます。
利用権を設定する農地については、資料89の2ページに記載しておりますのでご覧ください。
以上で説明を終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農用地利用配分計画の第1番から第10番は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

- 議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。
- 議長 次に、日程第1 第83号議案を上程します。
農地法第3条の規定による許可申請について、第99件から第105件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書1ページをご覧ください。
第83号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。
第99件は、〇〇から深町の〇〇が、深町〇〇 ほか1筆 地目：田1筆 畑1筆 合計364㎡を、隣接地を宅地として譲り受ける計画があり、併せて農地も譲り受け耕作管理するものです。
第100件は、亡〇〇の相続財産管理人を介して、小坂町の〇〇が、小坂町〇〇 地目：田889㎡を、隣接する田を耕作しており、併せて耕作するため譲り受けるものです。
第101件は、〇〇から本郷南6丁目の〇〇が、本郷北4丁目〇〇 地目：畑 160㎡を、新規就農するため譲り受けるものです。
当該案件は、先月の第11回定例総会において、別段面積の特例区域が設定されています。
第102件は、〇〇から本郷町船木の〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：田 951㎡を、所有者からの申し出により、管理できない農地を譲り受け耕作するものです。
第103件は、〇〇から久井町土取の〇〇が、久井町土取〇〇 地目：田 2,852㎡を、これまでも耕作しており、譲り受けて引き続き耕作するものです。
第104件は、〇〇から、広島市安佐南区緑井3丁目の〇〇が、大和町篠〇〇 ほか6筆 地目：田5筆 畑2筆 合計4,371㎡を、実家近くの農地を譲り受け、所有する他の農地と一体的に耕作管理するものです。
第105件は、〇〇から、大和町大草の〇〇氏が、大和町大草〇〇 ほか1筆 地目：田 合計6,599㎡を、経営規模拡大のため譲り受けるものです。
以上、申請案件は、全て農地法第3条の許可要件を満たしています。
農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。
- 議長 地元委員の調査報告を求めます。
- 16番 第99件、12月18日に20番推進委員と現地を確認しました。特に問題ありません。
- 19番 第100件、12月17日22番推進委員、申請者の〇〇さんと私で現地を確認しました。事務局の説明どおり問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。
- 17番 第101件、12月19日27番推進委員と現地確認を行いました。先ほどの事務局の説明どおり問題ありません。
- 7番 第102件、12月18日28番推進委員と現地確認を行い、譲受人に話を聞きました。譲受人が申請地の周辺に農地を所有して、併せて水稻を耕作する予定で、特に問題ありません。
- 3番 第103件、12月18日1番委員・31番推進委員・33番推進委員と4人で現地確認を行いました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。
- 11番 第104件、12月20日35番推進委員と現地を確認いたしました。譲渡人の〇〇さんは終活中で田んぼや山を整理されていて、いとこの子である〇〇さんに田んぼと畑を譲渡するということです。現在、田んぼは地域の方が管理されており今後も地域の方が管理するということなので問題ありません。
- 9番 第105件、18番委員が今日欠席なので代わりに報告いたします。
12月19日に18番委員と36番推進委員が現地を確認しました。問題ないと思います。
- 議長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第3条の規定による許可申請、第99件から第105件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、日程第2 第84号議案を上程します。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第11件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをお開きください。第84号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

第11件は、本郷町本郷〇〇（東本通土地区画整理事業区域内・仮換地〇〇街区〇〇）について、当初、株式会社〇〇が令和3年1月25日付で農地法第5条許可を受け建築した住宅を、この度、〇〇、〇〇が購入することとなったため、事業計画を変更し、事業を承継するものです。

事業計画変更後の農地転用については、この後、第85号議案 農地法第5条の規定による許可申請第149件においてご審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請、第11件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議 長 次に、日程第3 第85号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第145件から第156件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。第85号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

第145件は、〇〇から〇〇が、深町〇〇 ほか1筆 地目：田1筆 畑1筆 合計73.61㎡について、併用地の宅地とともに、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟、駐車場2区画です。

第146件は、〇〇から、株式会社〇〇が、沼田西町小原〇〇 地目：田 243㎡について、賃借権の設定により、現場事務所に一時転用するもので、内容はプレハブ2棟、仮設トイレ1棟、駐車場3区画で、転用期間は令和5年7月19日までです。

許可基準は、農地法第5条第2項第7号「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するもの」に該当します。

第147件は、〇〇から、〇〇が、高坂町真良〇〇 地目：田 501㎡について、使用貸借権の設定により、資材置場に転用するもので、内容は車両3台、アルミパイプ等60本、アルミサッシ30組です。

第148件は、〇〇から、〇〇が、高坂町真良〇〇 ほか1筆 地目：畑合計558㎡について、所有権の移転を受け、併用地の宅地とともに宅地に転用するもので、内容は住宅1棟、納屋1棟、倉庫1棟です。

許可基準は：農地法施行規則第37条第5号「土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められ

た用途に供する行為」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

第149件は、先ほど第84号議案において事業計画の変更をご審議いただいた件です。株式会社〇〇から、〇〇・〇〇が、本郷町本郷〇〇地目：田 229㎡（東本通土地区画整理事業：仮換地〇〇街区〇〇 149.45㎡）について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟、駐車場2区画です。

許可基準は、農地法第5条第2項第1号ロ（1）市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第150件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：田 185㎡について、所有権の移転を受け、併用地で、転用許可済みの田とともに資材置場に転用するもので、内容は通路です。

第151件は、〇〇から〇〇株式会社が、本郷町南方〇〇 地目：田 1,016㎡について、所有権の移転を受け太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル147枚、6棟、発電量38.5kw規模です。

第152件から154件は、譲渡人、譲受人が同一のため併せて説明します。

〇〇から株式会社〇〇が、所有権の移転を受け太陽光発電施設に転用するもので、内容は、152件が、久井町下津〇〇 地目：田 1,816㎡について、太陽光パネル216枚、18棟、発電量49.5kw規模

153件が、久井町下津〇〇 地目：田 1,036㎡について、太陽光パネル156枚、14棟、発電量49.5kw規模

154件が、久井町下津〇〇 地目：田 1,235㎡について、太陽光パネル210枚、21棟、発電量49.5kw規模です。

第155件は、〇〇から、〇〇氏が、大和町大草〇〇 ほか2筆 地目：田1筆 畑2筆 合計552㎡について、所有権の移転を受け、庭敷に転用するもので、内容は、物置小屋1棟、庭敷です。

第156件は、株式会社〇〇から、株式会社〇〇が、大和町大草〇〇の一部 地目：畑 23,792㎡の内9,325㎡について、賃借権の設定により、併用地の雑種地、原野とともに、農地改良のために一時転用するもので、内容は、嵩上げ2.35m～4.25m、一時転用期間は令和8年1月26日までの3年間です。

許可基準は、農地法施行令第11条第1項第1号「一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」に該当します。

第146件、148件、149件、および156件を除く許可基準は「農地法第5条第2項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法、第5条許可申請についての説明は以上です。

議長

地元委員の調査報告を求めます。

16番

第145件、12月18日に20番推進委員と現地を確認しました。これは先ほどの第83号の99件で承認をもらいました件で、特に問題ありません。農地区分は第2種です。

15番

第146件、12月19日に23番推進委員と関係者立ち合いのもと現地確認しました。申請地は本郷支所より約南へ1キロの県道362号線沿いにあり、沼田川にかかる小原大橋の補修工事の現場事務所として使用したいとのことで、先ほど言われましたように令和5年7月までの工事予定となっております。一時転用するもので、問題ないと考えます。農地区分は第2種です。

19番

なお続いて第147件、148件報告をします。

まず第147件、12月17日22番推進委員と申請者の〇〇さんと私の3名で現地確認いたしました。事務局の説明どおり問題ないと思います。農地区分は第2種です。

第148件、これも12月17日22番推進委員と申請者の〇〇さんと私の3名で現地確認いたしました。事務局の説明どおり問題ないと思います。農地区分は第1種です。

17番

第149件、12月19日27番推進委員と現地確認を行いました。先ほどの事務局の説明どおり問題ありません。農地区分は第3種です。

- 7 番 第 150 件, 12 月 18 日 28 番推進委員と現地確認を行いました。申請地は本郷支所より西へ約 3 キロ, 県道下徳良本郷線沿いに位置します。隣接地はすでに譲受人が資材置場として使用しており, 事務局の説明のとおり問題ないと思います。農地区分は第 2 種です。
- 4 番 第 151 件, 農地区分は第 2 種です。12 月 19 日, 計画図をもとに施工業者立ち合いのもと, 29 番推進委員と現地確認をいたしました。基準を満たしておりますが, 施工業者が電気事業法上の義務など法令の理解が不十分と感じましたので, しっかり勉強するようにお願いをしておきました。
- 13 番 第 152, 153, 154 件は同一案件のため一緒に報告します。
12 月 15 日 14 番委員・30 番推進委員・32 番推進委員と〇〇氏立ち合いのもと現地確認をしました。事務局の報告どおりで問題ないと思います。農地区分は第 2 種です。
- 9 番 18 番委員が欠席なので代理で報告します。
第 155 件, 報告どおり問題ないと思います。農地区分は第 2 種です。
第 156 件, これも報告どおり問題ありません。農地区分は第 1 種です。
- 議 長 地元委員の調査報告は, 承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより, 採決に入ります。
農地法第 5 条の規定による許可申請, 第 145 件から第 156 件の本案は, 原案のとおり許可決定することについて, 賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって, 本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決されました第 156 件については, 農地法第 5 条第 3 項の規定により, 広島県農業会議へ意見聴取し, 「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には, 許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議がありませんので, そのように許可事務を進めます。
次に, 日程第 4 第 86 号議案を上程します。
農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請について, 第 3 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 7 ページをお開きください。第 86 号議案 農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明します。
第 3 件は, 株式会社〇〇から申請のあった, 太陽光発電施設への転用許可に係る履行延期承認申請です。
久井町坂井原〇〇 地目: 田 1,773 m²について, 当初, 令和 2 年 12 月 7 日付けで転用許可を行い, 令和 3 年 12 月に 1 年間の履行延期承認を受けたが, 中国電力との調整に時間を要しており, 期間内に工事を完了できないことから, 履行延期承認申請を提出されたものです。申請期間は, 令和 5 年 12 月 6 日までです。
農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより, 採決に入ります。
農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請, 第 3 件の本案は, 原案のとおり承認決定することについて, 賛成の方は挙手願います。

- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 次に、日程第5 第87号議案を上程します。
非農地証明申請について、第35件から第36件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書8ページをご覧ください。第87号議案 非農地証明申請について説明します。
第35件は、〇〇から、大和町棕梨〇〇 地目：畑 393㎡について、平成12年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。
第36件は、〇〇から、久井町小林〇〇 及び 大和町大草〇〇 地目：田 合計2,852㎡について、平成8年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。
申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。
非農地証明申請についての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 議 長 第35件は私の調査案件のため、報告させていただきます。
12月18日に、38番推進委員と現地を確認して参りました。事務局の説明どおりで問題ございません。農地区分は第2種です。
- 3番 第36件(久井町小林)、12月18日1番委員と私、31番推進委員・33番推進委員と4人で現地確認をしました。もう山林化していて、どうにもならない状態になっておりますので、よろしくをお願いします。農地区分は第2種です。
- 9番 第36件(大和町大草)、18番委員が欠席なので代理で報告します。
12月19日に現地確認をいたしました。事務局の報告どおり問題ないと思います。農地区分は第2種です。
- 議 長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
非農地証明申請、第35件から第36件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 次に、日程第8 第90号議案を上程します。
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて、第12件から第14件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書11ページをお開きください。
第90号議案 農地法に基づく、三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて説明します。
第12件は、東京都世田谷区若林2丁目の〇〇が所有する、木原町〇〇 地目：畑 19㎡について、遠方に居住し管理できない農地を取得し、耕作管理したい希望者がいるため、特例区域の設定を申し出たものです。
第13件は、神奈川県鎌倉市今泉3丁目の〇〇が所有する、本郷北4丁目〇〇 地目：畑 129㎡について、遠方に居住し管理できない農地を取得し、耕作管理したい希望者がいるため、特例区域の設定を申し出たものです。

第14件は、久井町吉田の〇〇が所有する、久井町江木〇〇 地目：畑 28㎡について、住宅を売却する計画があり、住宅に併せて農地を取得し新規就農したい希望者がいるため、特例区域の設定を申し出たものです。

設定基準は、第12件と第13件が別段面積の特例区域設定要綱第2条第1項第2号「担い手への農地集積が見込まれず、かつ、荒廃農地または将来荒廃農地となる恐れがある農地であること」に、第14件が同要綱第2条第1項第1号「空き家に付随する農地であること」に該当します。

農地法に基づく、三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

16番 第12件、12月18日に20番推進委員と現地を確認しました。ちょうど〇〇さんの家の真裏にある土地で、現在〇〇さんがさくらんぼと柿を植えて管理されています。特に問題ありません。

17番 第13件、12月19日27番推進委員と現地確認を行いました。現地は本郷小学校の西側にあたるところで、事務局の説明どおり問題ないと思います。

13番 第14件、12月19日14番委員・30番推進委員・32番推進委員と現地を確認しました。事務局の報告どおりで、問題ありません。

議長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて、本議案に賛成の方は、挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり決しました。

議長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 2件
○農地法第4条の規定による農地転用届出受理 1件
○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 2件
○農地法第5条の規定による許可不要案件 1件
○登記官等からの農地転用事実等に関する照会 1件

2 その他
○今後の日程
令和5年第1回定例総会 1月25日(水)14時

その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。